

7福祉生助第786号
令和7年11月10日

施術管理者 各位

東京都福祉局生活福祉部医療助成課長
(公印省略)

ポスター「**親**医療証をお持ちの方へ」の掲示について（依頼）

日頃から、東京都の医療費助成事業につきまして、多大なる御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、**親**ひとり親家庭等医療費助成制度（以下「マル親」という。）の医療証が更新になります。つきましては、対象者への周知を図るためポスターを作成しましたので、貴施術所の窓口等への掲示をお願いいたします。

なお、資格、一部負担金等に係る過誤を避けるため、窓口では、医療証（**親**医療証）を確認していただき、下記の点に御留意くださいますようお願いいたします。

記

1 更新時期と医療証の色、有効期間

令和8年1月1日から、医療証の色が「藤色」になります。

有効期間は令和8年1月1日から令和8年12月31日までです。

2 留意点

医療証は、所得により一部負担あり（公費負担者番号81136・・・）と、負担なし（公費負担者番号81137・・・）の2種類になります。

一部負担（**一部**）の有無を御確認ください。

8113 <u>6</u> ・・・	一部 食	1割 負担	外来 上限	18,000円／月 (年間上限144,000円)
8113 <u>7</u> ・・・	食	一部負担はありません。		

◎同一の施術所において、マル親の受給者に係る1か月の負担額は、上記の負担上限額を限度として徴収してください。

◎複数の医療機関の受診等により医療機関等窓口での負担額が上限額を超えた場合、受給者がお住まいの区市町村に申請することにより、後日払い戻しを受けることができます。

問合せ先 東京都福祉局生活福祉部医療助成課
医療助成担当 03-5320-4282（直通）

親医療証をお持ちの方へ

1月1日は親医療証の更新日です。

受診の際には、新しい医療証を必ず窓口に提出してください。

【有効期限】

令和8年1月1日から
令和8年12月31日まで

※18歳児は令和8年3月31日まで

新たに申請される方や更新日の前日までに
新しい医療証が届かない方はお住まいの区市
町村の担当窓口へお問い合わせください。

※区市町村で決めた所得制限があります。

(新しい医療証)

親医療証食		受給者 番号・氏名	備考
住所	目	負担者番号 81137	
		受給者番号	
		負担者番号 81136	7
		受給者番号	
		負担者番号 81136	7
		受給者番号	
		負担者番号 81136	
		受給者番号	
交付年月日 令和 年 月 日			

(藤 色)

親ひとり親家庭等医療費助成制度

【一部負担額】

81136...	一部	1 割 負 担	外来 上限	18,000円/月 年間上限144,000円	入院 上限	57,600円/月 多数回該当44,400円
	食	入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の負担があります。				
81137...	食	外来・入院の一部負担はありません。 ただし、入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の負担があります。				

部…同一の医療機関で、1か月の負担額が上記の額に達したときは、その医療機関でのその月の窓口負担はありません。

食…入院時の食事代等は所得の状況などによって軽減されることがあります。詳しくは、加入している医療保険
又は高齢者医療担当課へお問い合わせください。

【高額医療費の支給】(81136…の医療証をお持ちの方へ)

- 一部負担金(入院時の食事代等は含みません。)が一定額を超えた場合には、お住まいの区市町村へ
申請することにより、後日超過額が払い戻されます。

※1 個人ごとに支払った外来一部負担金の合計が、1か月18,000円を超えた額

※2 親世帯ごとに支払った一部負担金の合計が、1か月57,600円を超えた額

(過去12か月以内に3回以上、57,600円を超えた場合は、4回目からは「多数回」となり上限額が44,400円に下がります。)

※3 個人ごとに支払った外来一部負担金の合計(上記※1・2で支給された額を除く。)が、1年間で144,000円を超えた額
詳しくは、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

お問い合わせは、お住まいの区市町村又は東京都福祉局まで
東京都福祉局生活福祉部医療助成課 03-5320-4282(直通)

東京都福祉局